

(答申第137号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が文書の不存在を理由として行った公文書非公開決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成26年10月26日付けで実施機関に対し、『平成23年12月8日に端元博保弁護士に支出した「弁護士報酬（立替金）」の399,380円のうち、予納郵券代に関する予納郵便切手返還書（又は、最高裁判所に予納した郵便切手の未使用分が返還されてきたことがわかる文書）、取得物品引継書及び消耗品出納簿（又は返還された予納郵便切手を受け入れたことがわかる文書）、その他最高裁判所から返還された予納郵便切手の所在を示す文書』についての公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に対し、不存在を理由として公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年11月7日付け法第143号により、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として平成26年11月16日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件公文書の検索及びその公開を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び非公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 郵便切手が上告受理の申立てに伴い最高裁判所に予納されているが、この予納された郵便切手の使用残額分は県に返還されているはずであり、その関係文書を公開していただきたい。
- (2) 「予納郵便切手の返還を受けていない」という県の説明は、考えられないものであり、紛失又は廃棄され、若しくは着服されて存在しないのではないかという疑いを抱かざるを得ない。

第4 実施機関の主張

実施機関が、非公開決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

県は、予納郵便切手の返還を受けていないので、書類作成の前提となる切手の返還に係る事務が生じていない。

2 本件処分の理由について

上記1のとおり、実施機関には、予納郵便切手の返還に係る事務が発生していないので、これに関する文書を作成又は取得していないことから、文書不存在として、本件処分を行った。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分の妥当性について

異議申立人は、最高裁判所から返還された予納郵便切手の使用残額分は県に返還されているはずである旨を主張し、関係文書の検索及び公開を求めている。

しかし、実施機関の説明によれば、県は、予納郵便切手の返還を受けていないのであるから異議申立人が求める書類作成の前提事実が存在しないといえることができる。そうすると、本件公開請求に係る予納郵便切手の返還に関する文書は存在していないという実施機関の説明に特段不自然・不合理な点は見当たらない。

したがって、異議申立人の主張はいずれも採用することができず、実施機関が本件公開請求に係る公文書の不存在を理由として行った本件処分は、妥当である。

2 結論

よって、その余の主張について判断するまでもなく、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成26年11月20日	実施機関から諮問を受けた。
平成26年12月19日	実施機関から非公開決定理由説明書を受領した。
平成26年12月22日	異議申立人に非公開決定理由説明書を送付した。
平成27年1月5日	異議申立人から非公開決定理由説明に対する意見書を受領した。
平成27年1月6日	実施機関に非公開決定理由説明に対する意見書を送付した。
平成27年2月19日 (第129回審査会)	諮問事案の審議を行った。
平成27年3月20日 (第130回審査会)	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成27年4月23日 (第131回審査会)	諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役職名	氏名	職業等	備考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	上谷 千津子	岐阜県商工会連合会女性部副部長	
	栗山 知	弁護士	
	桑原 一男	行政書士	
	和田 恵	弁護士	

(五十音順)